

# 食農産業クラスター推進協議会 食農連携商品開発支援助成金募集要項

## 1. 趣旨

食農産業クラスター推進協議会では、ローカルバリューチェーン構想の実現に向け、東三河地域で生産される農畜水産物や地域産業資源を活用した新商品開発プランを募集・選考し、優秀なプランには新商品の開発費にかかる費用の一部を助成いたします。

## 2. 募集期間

令和4年6月20日（月）から令和5年3月10日（金）

## 3. 対象者

食農産業クラスター推進協議会 会員

## 4. 対象内容

東三河地域で生産される農畜水産物や地域産業資源を活用した新商品の開発費にかかる費用の一部を助成いたします。

助成対象農畜水産物及び地域産業資源等は、下記のとおりとします。

### 助成対象農畜水産物及び地域産業資源等

※愛知県知事が指定する地域産業資源一覧から東三河地域に該当する品目を抜粋

アカザエビ、あさり、あまご、鮎、いちご、いちじく、牛、うずら、うなぎ、梅、エゴマ、エディブルフラワー、大あさり、大葉、柿、カリフラワー、絹姫サーモン、きのこ類、きゅうり、キャベツ、牛乳、グリーンアスパラ、米、小麦、さつま芋、里芋、さやえんどう、自然薯、食用ギク、ジビエ、しらす、食用ハウヅキ、深海魚、スイカ、セルリー（セロリ）、だいこん、たまねぎ、卵、茶、チョウザメ、ちんげんさい、とうがん、とうもろこし、トマト、なし、なす、ニギス、ニジマス、鶏、ねぎ、のり、はくさい、豚、ぶどう、ブルーベリー、ブロッコリー、へぼ、ほうれん草、みかん、メープルシロップ、メヒカリ、メロン、桃、ラディッシュ、レタス、レモン、いなりうどん、いなり寿司、カレーうどん、甘露煮、きしめん、こんにゃく、五平餅、酒粕、しょうゆ、清酒、ゼリー、ちくわ、つくだ煮、漬物、豆みそ（赤みそ）、わいん、その他審査で認められたもの

## 5. 助成金の補助率及び上限額

- (1) 補助率は申請金額の1/2です。
- (2) 一事業者当たりの上限額は5万円です。
- (3) 予算の範囲内で助成しますので、予算がなくなり次第、募集は終了となります。

ます。

## 6. 助成金の申請方法

提出書類をメールまたは FAX にて提出してください。

メール：[cluster@tsc.co.jp](mailto:cluster@tsc.co.jp)

FAX：0532-44-1122

送付先：株式会社サイエンス・クリエイト内 食農産業クラスター推進協議会  
441-8113 豊橋市西幸町浜池 333-9 （担当：富田、青山、吉倉）

電話番号：0532-44-1111

## 7. 提出書類

### (1) 食農連携商品開発支援助成金申請書

必要事項を全て記入してください。

### (2) 食農連携商品開発支援事業計画書

必要事項を全て記入してください。

※申請書に不備等がございますと助成金を受けられない場合もあります。

## 8. 助成金の支払方法

申請書を受理後、審査・選考の上以下の手順で手続きを行います。

(1) 決定通知書を申請先に郵送にて送付いたします。

(2) 決定通知書を受理後に振込先と決定通知書にある決定金額を明記した請求書を送付していただきます。

※助成金額の支払いは銀行振込を原則とさせていただきます。

(3) 請求書を受理後、速やかに振込先に決定金額を振り込みます。

## 9. 注意事項

(1) 様式第1号の申請書に必要事項を記載の上、事務局に提出してください。  
内容を審査して選考させていただきます。

(2) 既に商品化されている商品は、助成対象外とさせていただきます。

(3) 事業内容または支援事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ承認を受けてください。

(4) 事業が完了した場合は、事業完了後20日以内に実施内容の分かる報告書、写真などの関係書類を提出してください。

(5) 事業終了後においても、事業成果に関する調査をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 事業を中止または廃止しようとする場合は、あらかじめ承認を受けてください。